

I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

いじめを防止するためには、保護者、生徒等が育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び生徒等に関する関係機関が連携し、いじめの問題に対する基本認識を共有するとともに生徒自身も他の人を思いやり、お互いを尊重しあえる力を育みながら、安心して学ぶことができる環境づくりの担い手であることを自覚し、いじめを許さないという学校風土を作っていかなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法 第1章総則 第2条第1項】

3 いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと（しない）
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つこと（させない）
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと（見逃さない）

4 いじめ防止に向けた方針

(1) いじめの防止

いじめの防止には自他ともに認め合い、人格を尊重しあう場を教育活動で培うこととし、生徒自身のいじめを防止する意識を高めていくことが必要である。

(2) いじめの早期発見

生徒に関わる大人（教職員や保護者）は生徒の変化に気づき、適切な支援や指導を行っていくことが必要である。また、いじめに関する教育相談の充実や、教育外部機関とも連携し必要な環境を整えていく。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒の安全を確保するとともに、いじめを行ったとされる生徒や周囲の生徒に対して、教職員が連携して詳細を確認して適切かつ迅速に対応することが大切である。また、家庭や教育委員会への報告・連絡・相談を行い、事案によっては関係機関との連携を図る。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

生徒が安心して豊かに生活できるよう、学校、家庭、地域、関係機関で連携していくことが必要である。特に保護者が生徒の教育について第一義責任を負い、規範意識等を養うための指導等を適切に行えるよう学校が家庭と連携を強化、共通理解を図り、協力して取り組むよう努める。

Ⅱ いじめ防止等に関する取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じられるよう取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者と連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に生徒会活動に対する支援を行う。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成する言語能力の育成を図る。

3 いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」

- (1) 構成員
校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラー等
※事案によっては柔軟に対応体制の整備を図り、外部機関と連携していく。
- (2) 取組内容
 - ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成
 - ②未然防止、早期発見の取組
 - ③アンケート及び教育相談の実施と結果報告
 - ④いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進
 - ⑤いじめにかかわる研修会の企画立案
 - ⑥いじめ（主に重大事案）が起こった時の対応

4 生徒の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事取組
- (2) 体験活動・ボランティア活動取組
- (3) 生徒総会・生徒集会等での生徒会からの呼びかけ運動
- (4) いじめ防止標語作成

5 いじめ防止等に関する年間計画（案）

	いじめ対策委員会 支援会議等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み
4 月	○「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	○PTA総会での説明と啓発	○年間を通して「やり取り帳」（生活記録日誌）での観察。
5 月		○情報モラル指導	○学校生活アンケートは毎月始めに実施
6 月	○小中連絡会	○地区懇談会	
7 月	○いじめ対策委員会は毎月 1 回（定例第 2 週水曜日）、主任会議の中で実施 ○支援会議は毎週火曜日に実施		○教育相談（全生徒対象） ○三者面談
8 月		○SNS・いじめ全校集会	
9 月		○いじめを考える全校集会	○心とからだの健康観察
10 月			
11 月		○いじめを考える全校集会	○教育相談（全生徒対象）
12 月		○中学校説明会	○三者面談
1 月			
2 月	○小中連携会議		
3 月	○小中引き継ぎ会		

※いじめ対策委員会は定期的に主任会議の中で開催する。内容については「学校いじめ防止基本方針」の取組状況及び検証を行う。

※主任会議・支援会議は毎週開催する。

※SC、SSW による教育相談は毎週実施する。

6 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、PTA総会で提示するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に呼びかける。

7 教職員の研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) 諸調査についての生徒理解を深める学年会
- (2) いじめ問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断

8 いじめの解消

いじめが「解消した」状態とは次の 2 つの要件が満たされていると捉える。

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる少なくとも 3 か月の期間を経過していること。
- ②被害生徒及びその保護者が心身の苦痛を感じていないことを面談により確認できていること。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

法において、例えば、次のような場合を、いじめの重大事態の例として示している。

- 生徒が自殺を企画した場合 ○心身に重大な障がいを負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間（一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席した場合

また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに奥州市教育委員会に報告する。

(3) 調査を行うための組織

学校はその事案が重大事態であると判断したときには速やかにその下に組織を設ける。

(4) 実施する調査の内容

調査の目的は「事実関係を明確にするための調査」であり、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか等の事実関係を可能な限り明確にする。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ①いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供を行う。
- ②調査結果は速やかに教育委員会に報告する。

Ⅳ 学校評価

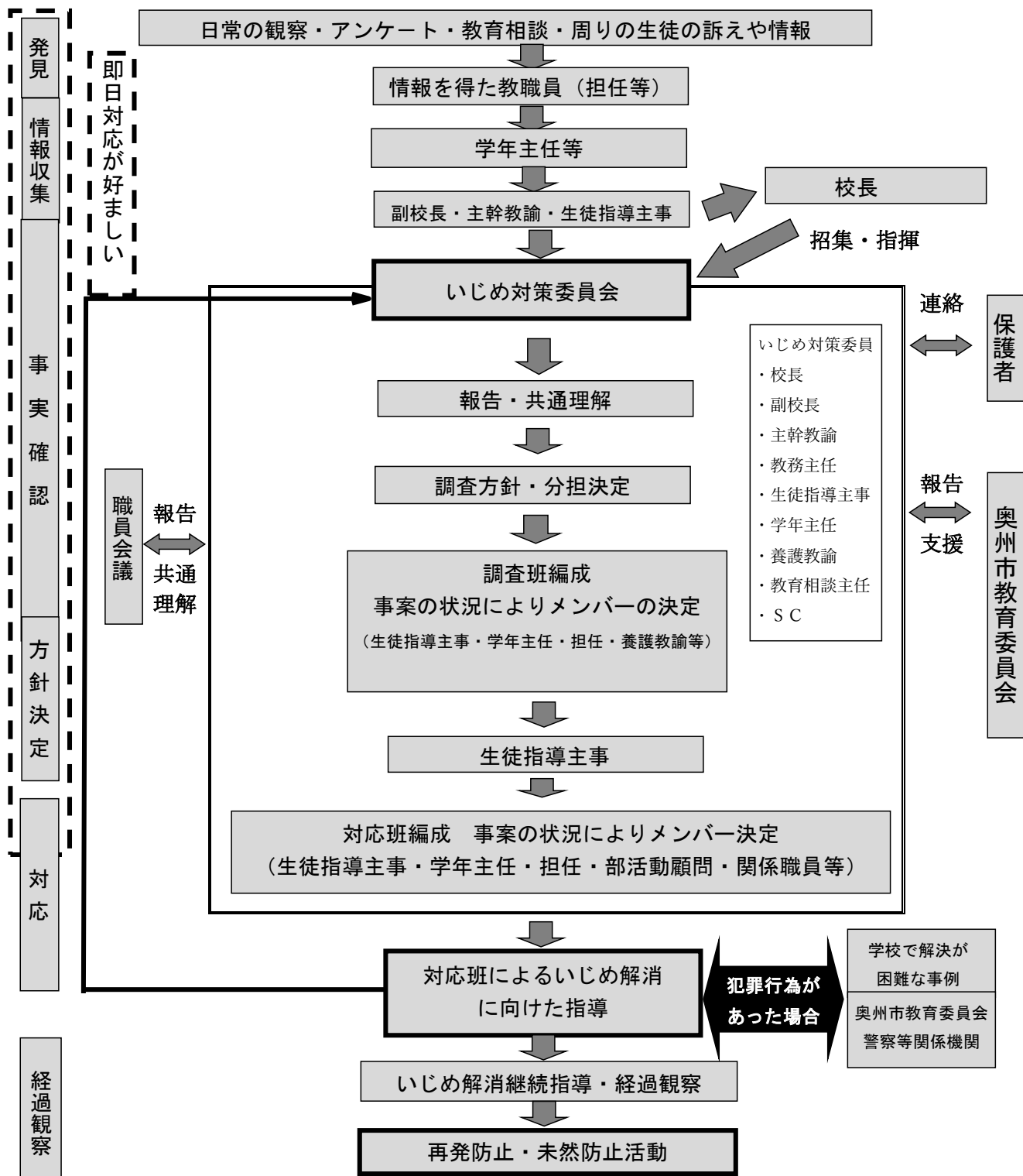
いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

Ⅴ その他

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域の方々に理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受けることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

VI いじめが起こった場合の組織的な流れ（学校全体の取り組み）



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けての取組にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。但し、いじめが重大な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。